

感染対策資料作成の手引き

慶應義塾大学 学生部学生生活支援担当

本手引きを参考に必要書類を作成の上、学外行事届作成時に添付ファイルとして追加し提出すること。必要書類は活動種別・状況に応じて異なるため、「コロナ禍における学外行事届の申請手引き」を確認すること。

改定履歴

改定日	改定要旨
2021/09/22	初版
2021/11/1	第2版 P.3 その他の留意事項 項番1 オンラインでの活動実施についての記載変更 項番2 会食についての記載変更

基本的感染対策

感染対策を策定するにあたっては、以下の事項を順守すること。

1. 感染防止の3つの基本を遵守する

(1) 身体的距離の確保

- ・人との間隔は、可能な限り2 m以上空ける。
- ・可能な限り屋内でなく屋外で活動を行う。
- ・会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。

(2) マスクの着用

- ・特に症状がなくてもマスクを着用する（不織布マスクを推奨する）。
- ・活動中も含めて常にマスクを着用する（ただし、熱中症を避けるため、息が上がる運動時は、周囲との距離を配慮したうえでマスクを外す）。

(3) 手指衛生（手洗い・アルコール消毒）・うがいの励行

- ・活動終了時は手や顔を洗う。うがいをする。
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗う。
- ・帰宅後はできるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ・不特定多数で触れるものは、こまめに清掃・消毒をする。
- ・できるだけ個人の道具を使用し、貸し借りをしない。

2. 3密（密閉・密集・密接）にならない環境を整える

(1) 換気

- ・屋内で活動する場合は密閉空間にならないように、ドア・窓を開放、空調・換気システムを起動して常に換気する。

(2) 参加人数の制限

- ・活動場所の広さや環境に応じて、参加人数を制限する。
- ・屋内で活動を行う場合、人との間隔を2 m以上空けるよう、また、真正面で会話をしないように入室者数の制限を行う。

(3) 時間の制限

- ・活動は、必要最小限の時間とし、活動後は速やかに帰宅すること。

3. 更衣室・控室利用時の注意

- ・更衣室等の利用は必要最小限の時間とし、入室者数の制限を行う。
- ・着替え等を行う際には、人との間隔を2 m以上空け、会話をしない。
- ・密閉空間にならないよう換気を行う。
- ・不特定多数で触れるものは、こまめに清掃・消毒をする。

4. 参加者全員が以下のガイドラインの内容を把握・実施する

『学校、職場でできる感染対策ガイドライン』慶應義塾大学保健管理センター)

http://www.hcc.keio.ac.jp/ja/infection/assets/files/preventing-infection-ppt_1.pdf

『塾生新型コロナウイルス対策のすゝめ』（医学部有志・塾生代表・全塾協議会事務局作成）

<https://sites.google.com/keio.jp/jyukusei-covid-19/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0?authuser=0>

活動参加条件について

1. 以下の事項に1つでも当てはまる人は参加不可とすること
 - (1) 課外活動前の2週間以内に発熱やせきなど風邪症状がある
 - (2) 親族や知人など身近に感染が疑われる方がいる場合
 - (3) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
2. 活動への参加は強制ではなく、任意参加とすること
3. 参加者全員が感染防止対策を順守するよう誓約すること、未成年者が参加する場合は保護者の同意を得ること
4. ワクチンの接種有無を活動参加の条件にしないこと、ワクチンの接種有無を詮索しないこと
5. 原則として会員資格のない個人が活動に参加することは不可。他大学に所属し、公認、指導、監督を受けている団体等との合同活動であれば実施可能。その場合、当該団体が所属大学からの活動許可を得ていること。

その他の留意事項

1. オンラインで実施可能なものはオンラインでの実施も含め実施方法を検討すること
2. 会食（複数人での会話を伴う飲食）時は感染予防策を徹底すること
 - (1) 大人数（4名超）で飲食をしない
※テーブルがわかれる場合でも、グループ全体の人数が4名超とならないこと
 - (2) 店内で偶然会った人と合流しない
 - (3) 感染対策が行われている店を選択する
 - (4) 大皿の料理を取り分けることはせず、個々に提供されるものを注文する
 - (5) 狭い閉空間での飲食は行わない
 - (6) 食事は短時間で、飲みすぎず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する
3. 合宿は禁止とする
4. 参加者は毎日必ず検温すること
 - (1) 37.5℃以上の発熱を伴う風邪の症状がある場合は、自宅待機とし、毎日体温を測定して記録
 - (2) 発熱がない場合でも、以下に当てはまる場合自宅待機とし、毎日体温を測定して記録
・息苦しさ、だるさなどの強い症状のいずれかがあ

- ・基礎疾患がある人で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪症状がある
 - ・比較的軽い風邪が続いている
5. 活動拠点をはじめ、自宅と往復の経路において、周囲に迷惑をかけないようにすること
- (1) 公共交通機関の利用
- ・大人数での利用、団体行動は避ける
 - ・混んでいる時間帯を避けて利用する、徒歩や自転車も併用する
 - ・移動中の会話は控える
- (2) 公共スペース
- ・大人数で公共スペースを占拠しない
 - ・長時間公共スペースを占拠しない（日吉駅およびその周辺では特に注意すること）
 - ・大声での会話、談笑をしない
6. 会員の各所属学部から別途指示がある場合には、その指示に最優先に従うこと
7. 各競技団体等の感染対策指針を確認し、参考にする
8. 身体的な事情も含め、様々な事情でワクチン接種やPCR検査を受けられない人に対し、そのことを理由に差別や排除、機会が奪われるなどの不利益がおよばないように配慮すること
9. 感染拡大早期探知のため、イベント前などはPCR検査の利用を検討すること

感染が疑われる者、または感染者が発生した場合の対応

1. 感染が疑われる者、または感染者本人が以下のURLから保健管理センターに報告
<http://www.hcc.keio.ac.jp/ja/infection/coronavirus.html>
2. 学生責任者は速やかに情報を把握し、会長と学生部学生生活担当へ報告
3. 団体の活動は一旦停止し、その後の活動の再開については大学の指示に従うこと

参考HP

1. 新型コロナウイルス感染症について（慶應義塾大学保健管理センター）
<http://www.hcc.keio.ac.jp/ja/infection/coronavirus.html>
2. 新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
3. 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について：業種別ガイドライン（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00028.html

書類作成ガイド

1. 感染対策資料（共通）

- 初回申請時に提出必須。以降、更新があれば都度提出すること。

サンプル

感染対策資料（全活動共通）第1版

団体名：

課外活動をするにあたって、課外活動を再開するうえでの基本的な感染対策（団体対策）について具体的に記入してください。全項目を記入すること。

※記入した対策は勿論のこと、感染対策に関する知識を所属メンバー全員に身につけさせること。

いずれの項目についても具体的に入力すること。「注意する」「気をつける」といった抽象的なものは“対策”と見なされず、不可。

① 感染防止のための基本的な対策 ※「気をつける」「指導する」といった内容は、抽象的で実効性が無く、“対策”ではない。誰が、いつ、何を、どのように行うのか具体的な内容を明記。

身体的距離	
マスク着用	
手指衛生・消毒	
3密(密閉・密集・密接)にならない環境作り	
活動参加条件	
上記の他、団体特有の活動で必要のため実施する対策	

・本手引きに記載されている、「感染防止の3つの基本を順守する」「3密（密閉・密集・密室）にならない環境を整える」を達成するために、団体として誰がいつどのように対策を実施するのか記載

サンプル

2021.10.1

② 感染者が出た場合の対応 ※感染者が出た場合、早期に発見しクラスター発生を防止するため、誰が、いつ、何を、どのように対処するのか、具体的に明記。

保健所・大学保健管理センターへの連絡体制	・本手引きに記載されている「課外活動における留意事項」を踏まえて、感染者あるいは感染が疑われる者が発生した場合に、早期に発見し感染拡大を防止するため、誰がいつどのように対策を実施するのか記載。大学・会長への連絡についても記載
会長・学生生活担当への連絡体制	
上記の他に実施する対応	

③ 団体内の記録・保管・周知方法 ※誰が、いつ、どのように実施するのか、具体的に明記。参加者名簿が不要な活動（通常練習等）についても、後日大学から提出を求める場合があるため、団体内で管理・保管すること

参加者名簿の保管方法・担当	参加者名簿の管理・団体内の感染対策周知方法について記載。
全会員に感染対策を身につけさせ、守らせる方法	

以上

2. 感染対策資料（行事毎）

➤ 試合・大会・イベント・宿泊を伴う活動を実施する際に提出必須。

サンプル

2021.10.1～

感染対策資料（行事毎）

課外活動をするにあたって、今回申請する課外活動の感染対策について具体的に記入してください。

※記入した対策は勿論のこと、感染対策に関する知識を所属メンバー全員に身につけさせます。

活動における対応（全ての項目について、当てはまるものにチェックをしてください）

- ・活動場所 ☐ 屋内 ☐ 屋外
- ・2m以上の身体的距離の確保 ☐ 可 ☐ 否
- ・換気の可否 ☐ 可 ☐ 否
- ・活動時のマスクの着用 ☐ 有 ☐ 無
- ・活動時の手指衛生手洗い・アルコール消毒、うがいの励行 ☐ 有 ☐ 無
- ・参加者全員分の誓約書を取得済(未成年者は保護者同意書を含む) ☐ はい ☐ いいえ
- ・参加は強制ではなく任意参加としている ☐ はい ☐ いいえ

今回申請する行事における感染対策（以下のうち該当するものについてチェックをし、チェックした項目についてその理由と対策を詳細に記入すること）

☐ 上記の「活動における対応」で「否」「無」「いいえ」に1つ以上チェックした項目について理由と対策を記入する。

☐ 会員以外の者が活動に参加する。

☐ 宿泊を伴う活動を実施する。

☐ 観客有のイベントを実施する。

☐ その他の事情

全項目について、該当するものにチェックを入れる。

該当するものがあればチェックを入れ、その理由と対策を記載

3.

4. 活動理由書

- 緊急事態宣言時に活動を行う場合提出必須。
- 活動理由書は必ず会長本人に作成してもらうこと。会長本人以外の作成が判明した場合は、団体に対して処分を科す。
- 会長には、緊急事態宣言中に課外活動をするにあたって、なぜ活動を行う必要があるのかを十分に説明して、詳細な活動理由書を作成してもらうこと。

サンプル	会長による活動理由書		
	記入日： 月 日		
	団体名： _____		
	行事名： _____ (期間： 年 月 日～ 年 月 日)		
会長氏名： _____			
※必ず会長本人が作成してください。会長本人以外の作成が判明した場合は、 団体に対して処分を行います。			
学生団体にヒアリングのうえ、緊急事態宣言中に課外活動再開申請をするにあたって、会長として、本申請の活動を行う必要があると判断した理由をご記入ください。			

5. 誓約書・保護者同意書

- 大学へ提出する必要はないが、サンプルを参考に団体オリジナルの誓約書・保護者同意書を作成し、全参加者から誓約書（加えて、未成年者は保護者同意書）を提出させること。
- 誓約書は団体内で保管すること。

サンプル

誓約書および保護者同意書（サンプル）

（団体名） 御中

私は、今後の（団体名）の活動に参加するにあたって、以下の内容を誓約いたします。

- （１）新型コロナウイルス感染症および感染対策について十分に理解したうえで、団体の定めた感染対策に従って課外活動を行うこと。
- （２）新型コロナウイルス感染のリスクがあることを承知のうえ、自己責任で課外活動を行うこと。

_____年____月____日

学部・学年_____本人氏名（自署）_____印

上記の内容について同意します。

_____年____月____日

保証人氏名（自署）_____印